

住宅総合保険でお支払いする保険金一覧表

(1) お支払いする保険金および費用保険金

① 保険金…次の(1)～(9)の事故によって、保険の対象が損害を受けたときに下表の保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額								
損害保険金	(1)火災 (2)落雷 (3)破裂・爆発 (4)風災・雹(ひょう)災・雪災(損害額が20万円以上となった場合) (5)建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (6)給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水漏れ (7)騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{保険価額(時価)} \times 80\%}$ <p>[保険金額または損害額のいずれか低い額が限度]</p> 								
	(8)盗難	a. 保険の対象について生じた盗取、貴金属、宝石等の明記物件 建物、家財(下記を除く) 1個または1組の価額が30万円を超える	1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度							
		b. 建物内における現金・預貯金証書の盗難(家財を保険の対象としたとき) ※預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつその預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合に限ります。	損害額 ただし、1事故1構内(敷地内)につき、限度額は次のとおり。 <table border="1"> <tr> <th>保険の対象</th> <th>現金</th> <th>預貯金証書</th> </tr> <tr> <td>家財</td> <td>20万円</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </table>		保険の対象	現金	預貯金証書	家財	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
	保険の対象	現金	預貯金証書							
	家財	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額							
	持ち出し家財保険金	保険の対象である家財が、被保険者または生計を共にする同居の親族によって一時的に持ち出され、日本国内の他の建物内で起きた(1)から(8)a.の損害	損害額[1事故につき、100万円または家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度]							
	水害保険金	(9)水害(台風・暴風雨等によるこう水、高潮、土砂崩れ等) 建物 家財 上記イ以外で床上浸水による損害	イ 損害額が保険価額の30%以上となった場合	$\text{保険金額} \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 70\%$ ※保険金額が保険価額をこえるときは保険価額とします。						
ロ 損害額が保険価額の15%以上30%未満の場合			保険金額×10% [1事故1構内(敷地内)につき、200万円限度]	左記ロ、とハの保険金が同時に支払われる場合、保険金の合計額は、1事故・1構内(敷地内)につき200万円限度						
ハ 損害額が保険価額の15%未満の場合			保険金額×5% [1事故1構内(敷地内)につき、100万円限度]							
保険金をお支払いできない主な場合										
(i) ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (ii) ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 (iii) 上表の(1)～(7)、(9)および地震火災費用保険金の事故の際における紛失・盗難 (iv) 保険の対象である家財が、屋外にある間に生じた盗難や持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難 (v) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 (vi) 地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金を除く) (vii) 核燃料物質に起因する事故 上記(i)～(vii)については、下記②費用保険金についても共通です。										

② 費用保険金…上記事故のとき、直接の損害以外の様々な費用を補償するものとして、「費用保険金」をお支払いします。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
臨時費用保険金	(1)～(7)の事故で保険金が支払われる場合	損害保険金×30% [1事故1構内(敷地内)につき、100万円限度]	
残存物取片づけ費用保険金	(1)～(7)の事故で保険金が支払われる場合	実費 [損害保険金×10%が限度]	
失火見舞費用保険金	(1)、(3)の事故で他人の所有物に損害を与えた場合	被災世帯数×20万円 [1事故につき、保険金額×20%が限度]	・第三者の所有物で被保険者以外のものが占有する部分から発生した火災、破裂・爆発による損害 ・煙損害または臭気付着による損害
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物か半焼以上となったとき ・建物…半焼以上 ・家財…収容建物が半焼以上あるいは家財が全焼	保険金額×5% [1事故1構内(敷地内)につき、300万円限度]	
損害防止費用	(1)～(3)の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	$\text{実費} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)} \times 80\%}$ [実費が限度]	

(2) 任意にご契約いただける特約による補償

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	
●個人賠償責任補償特約	被保険者本人、その配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族と別居の未婚の子が日本国内において次のような事故により他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 a. 本人が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する事故(ただし、家主に対する賠償責任は担保されない) b. 日常生活に起因する事故	損害賠償金 - 1,000円 [1事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度] 訴訟費用・弁護士費用・示談費用等は実費(限度あり)を別途お支払いします。	訴訟費用・示談交渉費用 協力費用・権利保全費用 損害防止費用
●借家人賠償責任補償特約	裏面の(1)、(3)の事故により被保険者の借用する住宅が損壊し、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合		訴訟費用・示談交渉費用 協力費用・権利保全費用
●修理費用補償特約	賃貸住宅で裏面の(1)～(8)a.の事故により、住宅建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用を除く。)(裏面、(1)(3)の事故による損害で、被保険者が貸主に対して法律上の賠償責任を負担する場合を除く)	修理実費 - 3,000円 [1事故につき、100万円限度]	

保険金をお支払いできない主な場合

下記(i)～(iv)につきましては、「個人賠償責任補償特約」、「借家人賠償責任補償特約」、「修理費用補償特約」に共通です。

- (i) 被保険者・保険金受取人の故意 (ii) 地震・噴火またはこれらによる津波によるもの
(iii) 核燃料物質に起因する事故によるもの (iv) 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動によるもの

<個人賠償責任補償特約>

次に関わる損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償しません。

- ・同居する親族に対するもの
- ・職務の遂行に起因する事故、または職務用の動産、不動産の所有、使用または管理に起因するもの
- ・被保険者の業務に従事する使用人に対するもの
- ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対するもの
- ・自動車の所有・使用または管理に起因するもの
- ・被保険者と第三者との間で損害賠償に関する特別の約定により加重された損害賠償責任

<借家人賠償責任補償特約>

- ・借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事による損害
- ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任を負担することによる損害
- ・借戸室の貸主に引き渡し後に発見された借戸室の損壊による賠償責任を負担することによる損害

<修理費用補償特約>

- ・ご契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触



<お支払いする保険金の算出方法に関する特約>

●価額協定保険特約

- (1) 再取得費用を、お支払いする保険金で補償する特約です。
住宅総合保険では保険価額を「時価」でお決めいただけますが、「価額協定保険特約」でご契約いただけますと、保険価額を「**新価(同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額)**」でお決めになることができます。「新価」いっぱいでご契約された場合は、支払われる保険金だけで建物または家財の再築・再調達ができることとなります。
- (2) 特別費用保険金をお支払いします。
全損(全焼、全壊)のときは、支払われる損害保険金の10%(200万円限度)を特別費用保険金としてお支払いします。
- (3) 他の長期保険契約がある場合のご注意
他の長期保険契約の保険金額とこの契約の保険金額を合計して保険価額に満たないときには、この特約に基づく保険金をお支払いできないことがあります。
他の長期保険契約が満期・解約になる場合はご連絡下さい。

告知義務および通知義務等について

(1) 告知義務

①ご契約時に弊社に重要な事項を申込書にご記入いただく義務(告知義務)があります。ご契約時に事実を正確にご回答ください。

- ・保険の対象の所在地 ・建物(注)の構造・用法
 - ・この保険契約と同一の損害または損失を補償する他の保険契約の有無(共済契約も含む) など
- (注) 保険の対象が家財の場合には、保険の対象を収容している建物をいいます。

②上記の告知をいただく事項のうち、損害の発生に関する重要な事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をされますと保険金をお支払いできない場合やご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。

③上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。弊社の取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約締結の代理権および告知受領権を有しております。

(2) 通知義務等

①ご契約後に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者は遅滞なくその旨を取扱代理店または弊社にご通知ください(注)。
故意または重大な過失によりご通知がない場合、保険金をお支払いできないことや契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

- ア. 建物や家財などの保険の対象を他の場所に移転した(する)こと
- イ. 建物の構造または用途を変更した(する)こと(空家になる場合を含みます。)

②ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合は、減少した日以降、保険金額の減額を請求することができ、その減額した部分に対応する保険料を返還します。また、この保険契約で補償される損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、減少した日以降、その減少した部分に対応する保険料を返還します。

③保険の対象の所在が日本国外となったために損害の発生の可能性が増し、この保険の引き受け範囲を超えることとなった場合、ご契約を解除させていただくことがあります。

このリーフレットは、商品の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、専用のパンフレットをご覧ください。お問い合わせください。

取扱代理店

ニューインディア保険会社
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
エステック情報ビル22階
TEL 03-5326-7396(代)
<http://www.newindia.co.jp>